

第五十一回国会 議院運営委員会 議 録 第二十三号

昭和四十一年三月二十五日(金曜日)

午前十一時四十九分開議

出席委員

委員長 塚原 俊郎君

理事 佐々木秀世君

理事 伊能繁次郎君

理事 金丸 信君

理事 中嶋 英夫君

理事 鈴木 一君

理事 海部 俊樹君

理事 竹内 黎一君

理事 西岡 武夫君

委員外の出席者

議長 山口喜久二郎君

副議長 園田 直君

議員 谷口善太郎君

事務総長 久保田義磨君

められております。これを許します。佐々木秀世君。
○佐々木(秀)委員 去る二十三日の庶務小委員会において協議決定いたしました案件について、御報告を申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案についてであります。その改正の第一は、先般の議員歳費等に関する調査会の答申に基づくものでありまして、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律について、調査研究費を十万円とする規定を新設し、通信交通費の額を十五万円に改めることとしたものであります。なお、期末手当について、特別職の職員に準じて基準日を設け、これに伴う条文的字句整理等を行なっております。

改正の第二は、四十一年度予算に伴うものであります。国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律について、立法事務費の額を五万円に改めることとし、国会議員の秘書の給料等に関する法律について、秘書の給料月額を、一人は秘書官三号俸の額に相当する額に改め、他の一人は行政職俸給表(一)の七等級三号俸の額に相当する額に改めることとし、なお、秘書の期末・勤勉手当について、政府職員の例に準じて基準日を設け、これに伴う条文的字句整理等を行なうものであります。

改正の第三は、昨年の恩給法の改正に準じ、国会議員互助年金法についても、公務関係遺族扶助年金の年額の算定倍率を同様に引き上げようとするものであります。

なお、附則において、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律を廃止し、これに伴い、裁判官弾劾法について、訴訟委員及び裁判官の職務雑費に関する規定を削除し、議院に出席する証人等の旅費及び日当に関する法律についても、同趣旨の字句整理を行なうとともに、この法律施行に必要な経過措置を規定して、昭和四十一年四月一日から施行しようとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案であります。本規程案は、前述の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正に伴い、滞在雑費についての規定を削除し、調査研究費の支給日を歳費と同様に毎月十日とすることとし、通信交通費の支給日を毎月末日とすることとし、応召、帰郷及び国内派遣旅費の日額を四千五百円に改め、その他必要な字句整理を行なう、昭和四十一年四月一日から施行しようとするものであります。

次に、賄雑費支給の件でございますが、国会議員の給与等に関する規程第十三条の規定により、国会開会中における国会事務の状況に従って、毎年度末に、議院運営委員会の承認を得て、賄雑費を支給しておりますが、本年も、昨年と同様に支給したいと思っております。

なお、裁判官訴訟追委員会事務局職員及び裁判官弾劾裁判所事務局職員についても、昨年と同様にこれを支給したいと思っております。

に次の一項を加える。
2 前項の通信交通費については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。
第十條を次のように改める。
第十條 各議院の議長、副議長及び議員は、国政に関する調査研究活動をなすため、調査研究費として月額十万円を受ける。
第十一條中「通信交通費」の下に「及び前条の調査研究費」を加える。
第十一條の二第一項前段中「六月十五日及び十二月十五日(これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ。)」を「六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)」に改め、同項後段及び同条第二項前段中「期日」を「基準日」に改める。
第十一條の三中「六月一日から六月十四日までの間又は十二月一日から十二月十四日までの間」を「五月十六日から五月三十一日までの間又は十一月十六日から十一月三十日までの間」に、「六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ」を「それぞれ六月一日又は十二月一日まで引き続き」に改める。
第十一條の四中「六月十六日から十一月三十日までの間又は十二月十六日から五月三十一日までの間」を「六月二日から十一月十五日までの間又は十二月二日から五月十五日までの間」に、「六月十六日又は十二月十六日からそれぞれ」を「それぞれ六月二日又は十二月二日から」に改める。
(国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正)
第二條 国会における各会派に対する立法事務費

本日の会議に付した案件

庶務小委員長の報告

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の件

本院職員、裁判官訴訟追委員会事務局職員及び裁判官弾劾裁判所事務局職員に賄雑費支給の件

国立国会図書館職員に賄雑費支給の件

裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部改正の件

裁判官訴訟追委員会旅費及び職務雑費支給規程の一部改正の件

本日の本会議の議事等に関する件

○塚原委員長 これより会議を開きます。

この際、庶務小委員長から報告のため発言を求め

の交付に関する法律（昭和二十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三條中「四万円」を「五万円」に改める。
(国会議員の秘書の給料等に關する法律の一部改正)

第三条 国会議員の秘書の給料等に関する法律
(昭和三十二年法律第百二十八号)の一部を次の
ように改正する。

第一条中「二号俸」を「三号俸」に、及び同法第十条の三第一項第二号に掲げる月額合計額に相当する額を「に相当する額に七百円を加えた額」に改める。

第三条第一項前段中「六月十五日及び十二月十五日（これらの日が日曜日になるときは、それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ）」を「六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という）」に改め、同項後段及び同条第二項前段中「期日」を「基準日」に改める。

第四條第一項前段中「三月十五日(その日が日曜日)に当たるときは、三月十四日。以下その日について規定している場合について同じ」、六月十五日及び十二月十五日を「三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれ

らの日を基準日」という。）に改め、同項後段中「期日」を「基準日」に改め、同項第一号中「三月十五日」を「三月一日」に、同項第二号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日」に改め、同条第二項中「期日」を「基準日」に、「三月十五日」を「三月一日」に改める。

第五條中「三月一日から三月十四日までの間、六月一日から六月十四日までの間又は十二月一日から十二月十四日までの間」を「二月十六日から二月末日までの間、五月十六日から五月三十一日までの間又は十一月十六日から十一月三十日までの間」に、「三月十五日、六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ」を「それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日まで引き続き」に改める。

第五條の二第一項中「六月十六日から十一月三十日までの間又は十二月十六日から五月三十一日までの間」を「六月二日から十一月十五日までの間又は十二月二日から翌年五月十五日までの間」に、「六月十六日又は十二月十六日からそれぞれ」を「それぞれ六月二日又は十二月二日から」に改める。

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四條 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「七等級二號俸」を七等級三號俸に改め、「及び同法」を削り、「並びに一般職の職員の給与に関する法律」を「の合計額」に改める。

(国会議員互助年金法の一部改正)
 第五條 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第三号中「百分の百二十八」を「百分の百六十三」に改め、同項第四号中「百分の百七十」を「百分の二百十六」に改める。

第十九条の二中「百七十分の七十」を「二百十六分の百十六」に改める。

附則
この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。
国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭和三十二年法律第二百十九号）は、廃止する。

第三条の規定による改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第四条の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同条第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日

以內」と同条第二項第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五箇月十七日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」とする。

第三条の規定による改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第四条の規定の昭和四十

五年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは「十一月十七日以内」と、同条第二項第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五箇月十六日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」とする。

五 裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第百三十七

号)の一部を次のように改正する。

第五条第十一項中「前項の職務雑費の外」を

第十六条第十項中「前項の職務雑費の外」を削り、同条第九項を削る。

6 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条ただし書中、「これを支給しない」を

「旅費及び日当を、国会閉会中託人となつた国会議員には日当を支給しない」に改める。

第四条第三項を削る。

議員歳費等に關する調査会の答申に基づき、国会閉会中の審査雑費等を廃止して新たに調査研究費を支給することとする等の改正を行なうとも

に、立法事務費の額、国会議員の秘書の給料月額及び公務関係遺族扶助年金の年額の算定倍率の改定等を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費は、七億四千三百二十四万円である。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程（昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

第一条から第三条まで中「通信交通費」を「調査研究費」に改める。

第四条第一項中「三千三百円」を「四千五百円」に、「議院を距る十二軒以内の地」を「東京都の区域区内」に改める。

第十條を削り、第十條の二を第十條とする。

第十一條第一項中「滞在雜費及び」を削り、「同月二十五日及び前前日の下に」。以下次條第二

項において同じ。」を加え、同条第二項中「滞在難民及び」を削る。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一條之二 通信交通費は、毎月末日に支給す

る。ただし、その日が日曜日に当たるときは、その前日に支給する。

第二条及び第三条の規定は、通信交通費についてこれを準用する。

第十二条中「第十一条」を「前条」に改める。

附則

この規程は、昭和四十一年四月一日から施行す

「環境委員長 ただいまの庶務小委員長の報告に
対し、何か御質疑はございませんか。」
「なし」と呼ぶ者あり」

塚原委員長 それでは、ただいま庶務小委員長から報告のありました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案及びその件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法案とし、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程

の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり改正すべきものと議長に答申するに御共議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

塚原委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さう決定いたしました。
各口議員 決定に参加するわけではないから、決
定されたあとでもいいのですけれども、この案につ
ては私も反対であることは、すでに議長の方

りに申し出ております。その点、ここに記録にとどめておいていただきたいと思います。

○塚原委員長 なお、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案につきましても、便宜委員長から内閣の意見を聴取いたしましたところ、異存はないとのことでありました。

また、賄賂費支給の件は、小委員長報告のとおり決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、国立国会図書館職員についても、昨日の理事会でのお話し合いのとおり、昨年と同様に賄賂費を支給することにいたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○塚原委員長 次に、裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費並びに職務雑費支給規程の一部改正の件及び裁判官訴追委員旅費及び職務雑費支給規程の一部改正の件についてであります。事務総長の説明を求めます。

裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部を改正する規程(案)

裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程(昭和二十七年七月九日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十条の二」を「第十条」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二条中「第一項」を削る。

附則

この規程は、昭和四十一年四月一日から施行する。

裁判官訴追委員旅費及び職務雑費支給規程の一部を改正する規程案

裁判官訴追委員旅費及び職務雑費支給規程(昭和三十三年三月三十一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第一条を削り、第二条を第一条とする。

第三条中「訴追委員」を「裁判官訴追委員」に改め、同条を第二条とする。

附則

この規程は、昭和四十一年四月一日から施行する。

○久保田事務総長 今回、歳費関係の法律の改正に伴いまして、裁判員及び訴追委員の閉会中の職務雑費が廃止されることになりましたので、支給規程中の職務雑費に関する事項を削除、整理するものでございます。

○塚原委員長 ただいまの事務総長の説明に対し、何か御質疑はありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 それでは、裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部改正の件及び裁判官訴追委員旅費及び職務雑費支給規程の一部改正の件は、お手元に配付の案のとおり改正すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○塚原委員長 次に、本日内閣委員会の審査を終了する予定の厚生省設置法の一部を改正する法律案について、委員長から緊急上程の申し出があります。

右案は、議場内交渉にて決定することとするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

さよう決定いたしました。

○塚原委員長 次に、本日の議事日程第七及び第八に對し、日本社会党の只松祐治君から反對討論の通告があります。

討論時間は、十分程度とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○塚原委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○久保田事務総長 まず、日程第一、第二を一括して議題といたしまして、田村建設委員長が御報告になります。共産党が反対でございます。次に、日程第三、第四を一括して議題としまして、農林水産委員会理事の館林三喜男さんが御報告になります。共産党が反対でございます。次に、日程第五でございますが、石炭対策特別委員会理事の蔵内修治さんが御報告になります。共産党が反対でございます。次に、日程第六は、大久保法務委員長が御報告になります。社会党と共産党が反対でございます。次に、日程第七及び第八を一括して議題といたしまして、三池大蔵委員長が御報告になります。この両案につきましては反対討論がございます。社会党の只松祐治さんが反対討論をなさいます。日程第七は社会党、共産党が反対、日程第八は社会党、民主社会党、共産党が反対でございます。次に、日程第九は、岡崎地方行政委員長が御報告になります。委員長の報告は修正でございます。社会党、民主社会党、共産党が反対でございます。なお、内閣委員会審査終了予定の厚生省設置法の一部を改正する法律案は、議場内交渉でまともなれば、緊急上程をお願いすることになっております。

以上でございます。

○塚原委員長 それでは、本会議は、午後一時五

十分予鈴、午後二時から開会することといたします。

○塚原委員長 次に、次回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、来たる二十九日火曜日の午後二時から開会することといたします。

また、次回の委員会は、同日午前十一時理事会、理事会散会後委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

昭和四十一年三月二十八日印刷

昭和四十一年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局